

## 第1回 有田町上下水道事業審議会

### 1. 町長挨拶

**町長:** 皆さんこんにちは。本日は大変ご多用の中、有田町上下水道事業審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。やはり水というのは我々にとって非常に大事なものです。昨今、全国のテレビでも水不足ということで報道がなされております。当町も渇水対策本部を立ち上げて、何とか乗り切らなくてはならないような状況であります。それほど水というのは命に関わってくることであります。今日は、日本下水道事業団の加藤教授にもお越しいただいています。有田町の事のみではなく、全国の様々な知見をご教示いただきながら、審議を進めていきたいと思っております。ご案内の通り、特に予算面で上水も下水も厳しい状況にあります。インフラ環境を整えていかなければならないところで様々な課題があります。皆様に慎重に審議いただき、しっかりとした将来の有田町の上下水道のビジョンを描ければと思います。皆様の忌憚のないご意見が今後に生かされていきますので、実りのある審議会となるよう祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

### 2. 委嘱状交付

**事務局:** 今回が1回目の開催となりますので、審議委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきます。代表しまして、農業委員会会長の藤 一郎様よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

**事務局:** ありがとうございます。他の皆様には、お手元に予め委嘱状を配布させていただいておりますので、後ほど確認いただければと思います。本来、任期というのは年度初めからとするのが一番いいのですが、本年の2月1日から2箇年の令和10年1月31日までとさせていただきます。2年間どうぞよろしくお願いいたします。ただ、何分早めに結論を出したいという考えではございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

### 3. 委員紹介

**事務局:** 続きまして委員の皆様へ自己紹介を順次お願いしたいと思います。

(各委員の自己紹介)

**事務局:** 今回7名の委員の皆様で審議会を構成しています。皆様それぞれ浄化槽、公共下水道、農業集落排水に接続いただいております。お2人の委員の方が所用により欠席されてい

ますが、上下水道事業審議会条例の第6条により委員の過半数の出席で成立します。今回7名中5名の方に出席いただいていますので、審議会が成立することを報告いたします。また、先ほど町長からも紹介がありましたとおり、下水道事業について全国の自治体でアドバイスされており、日本下水道事業団の加藤教授に今回アドバイザーとして参加いただいております。

(加藤アドバイザーの自己紹介)

#### 4. 職員紹介

**事務局:** 続きまして事務局の職員を紹介いたします。

(事務局職員の自己紹介)

**事務局:** 以上のメンバーで今回の審議会を運営させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 5. 会長、副会長の選出

**事務局:** 続きまして会長、副会長の選出に移りたいと思います。上下水道審議会条例の第4条により、委員の互選により選出するとなっておりますが、自薦、他薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

(自薦、他薦なし)

**事務局:** いらっしゃらないようですので、事務局案でよろしいでしょうか。

(異論なし)

**事務局:** 会長に農業委員会会長の藤委員、副会長に商工会議所会頭の深川委員にお願いしたいと思います。

(異論なし)

**事務局:** それでは会長、副会長は所定の席へ移動をお願いいたします。

(会長、副会長が所定の席へ移動)

**事務局:** 藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

**藤会長:** ただいま会長に選任されました藤です。何分初めてのことで、皆様のご意見を上手く取りまとめることができるかわかりませんが、議事がスムーズに進行しますようご協

力をよろしくお願いいたします。

## 6. 諮問

**事務局:**会長、副会長が決定しましたので、今回の審議を行うにあたり諮問書を藤会長にお渡しし審議に入りたいと思います。

(諮問の読み上げ、手渡し)

**事務局:**これより審議に移りますので、町長はここで退席いたします。

(町長退席)

**事務局:**委員の皆様には諮問書の写しを配布しております。裏面をご覧くださいますと諮問の内容がございます。これが基本になりますので、最初にここを読み上げさせていただきたいと思います。「有田町汚水処理整備事業は、公共下水道事業と浄化槽整備推進事業、農業集落排水事業の3事業で行っております。各事業に伴う現在の使用料金は、平成22年度開催の審議会答申を受け平成24年10月に料金改定が行われ、改定後は5年毎に見直しを行い、その都度適正な使用料を検討するものとされました。」しかしながら、コロナ等もありましたけれども、長引く不況のため使用料の値上げは実施されておられません。汚水処理事業は独立採算性を謳っております。しかしながらその経営は使用料収入のみでは全く成り立たず、一般会計からの繰入金を持って事業を実施しているのが現状でございます。少子高齢化に伴いまして町全体の税収が減る中、一般会計を圧迫し続けていることは、町全体のためには全くならないという状況で、今回適正な下水道使用料のあり方について審議会の意見を求めることとなっております。水道料金につきましては、令和4年度の有田町上下水道審議会において、15%の増額改定を行うこと、料金改定後5年を目途に10%を目安とした増額改定を行う旨の答申をいただいております。令和6年度に最初の増額改定を行っておりますので、2段階目の10%を目安とした値上げの率と値上げの時期について令和10年度に審議を行ってよいかこの審議会の意見を求めたい。以上の2つが諮問書の内容でございますけれども、この内容を踏まえてこれからの審議を進めさせていただきます。ここからは有田町上下水道審議会条例第5条の規定によりまして、藤会長に進行をおねがいたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

## 7. 議事

**藤会長:**先ほど町長から諮問された事項について皆様とともに審議していくわけですが、十分に審議を尽くし、町民の皆さんの理解を得られるような答申をしたいと思っております。

ので皆様方よろしくお願ひいたします。それではこれより議題に入りたいと思います。最初に、議事①ということで適正な下水道使用料のあり方について次第に沿って事務局より説明をお願いします。なお、議題②の水道料金の値上げおよび時期は、前回の有田町上下水道事業審議会答申を受け、10%を目安とした値上げの率と時期を令和10年とすることについては、①の審議が終わった後、第2回目以降に審議させていただきたいと思っております。では、污水3事業の概要について、事務局より説明をお願いします。

**事務局:**それぞれ担当から概要説明をいたしますけれども、その前段として私の方から若干説明をさせていただきます。下水3事業、水道事業も含めてですが、非常に厳しい経営状況になっております。事前に配布させていただいた資料を確認いただいた方はわかるかと思いますが、公共下水道事業につきましては130%、浄化槽事業につきましては190%、農業集落排水事業については850%の使用料増と。これが一般会計からの繰入金を減らすという目的でいくと、とんでもない数字が出ておるところでございます。現状、それだけの値上げをやるというのは不可能なことでございますので、その中で一体どのくらいの値上げがいいのかというのをこれから審議していただきますが、今回は事務局の方から提案というのは特段いたしません。まずは3事業の現状を知っていただいた上で、例えば100%値上げした場合はそのようになるのかなど、色々なことを聞きながら、次回その率をある程度絞っていきたいと考えております。また、今回町長選に3人の立候補があるという状況でございますので、新しい町長が決定した段階で新町長の意向をある程度加味する必要があると考えているところでございます。ですので、今回は概要のみお知らせをさせていただいて、その中で色々な意見が出ることを期待して説明をさせていただきます。新町長が決定して、当然次回の議会等もありますので、それらを踏まえて、6月頃から加速度的に具体的な値上げ率等を決めさせていただければと考えておるところです。その中で、皆様の任期の話の際にもお話しさせていただきましたが、2年間で解決策の設定というよりも、事務協側としては令和9年度にはいづらかでも値上げを実施したいと考えておりますので、6月から9月にかけて断続的に審議を行いながら答申をしていただければと思います。それが値上げを見送るという答申になるか、値上げをさせていただくという答申となるかはわかりませんが、本日にしましてはあくまでも現状をご理解いただくための資料と説明の中で、忌憚ない意見を出していただければと考えております。それではそれぞれ3事業につきまして担当から説明をさせていただきます。加藤教授からアドバイスがあれば、その都度意見をいただきながらと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**事務局:**それでは公共下水道事業の説明をさせていただきます。まずは、町全体の事業内容を説明させていただきますので、污水処理ニュースの3ページ、4ページをご覧ください。町内の図面を掲載しております。あまりご存知ない方もいらっしゃるかもしれませんが詳しい方もいらっしゃるかと

はと思いますが、公共下水道事業の区域は水色の部分になります。泉山から南原の区域が公共下水道区域になります。緑色の区域が農業集落排水事業、山谷牧地区と楠木原地区が対象になります。それ以外の白い区域、こちらが全て浄化槽事業の区域として有田町では事業を実施しております。この中で水色の区域の公共下水道事業について説明をさせていただきます。事前にお配りしてあります説明資料の2ページをご覧ください。先ほど課長から説明しましたとおり、約130%の増にすることで達成という目標を掲げています。こちらについては、現在の料金収入に対して、事業の費用を賄っていない部分を一般会計からの繰入金、つまり補助金をもらって運営をしております。補助金の全てを減らしたいわけではなく、国が認めている部分については繰入を行いながら、それ以外の部分について料金で賄っていきたいと考えております。2ページの表をご覧ください。令和6年度は決算額、令和7年度以降は見込みにより表を作成していますが、この中の令和9年度以降について国が定めている基準以外の繰入金を減らそうとした場合の表を作っています。こちらについて、維持管理費というのが基本的には左上に書いてある収益的収支の欄になります。もし、国が定める基準以外の繰入をしなかった場合は、令和9年度から赤字が発生するということになります。続いて2段目の資本的収支の欄になります。こちらについては、建屋を作るであるとか、管路の更新をする、企業債の元金償還をする費用が計上されます。こちらについては基本的にマイナスになっております。内容としては、差額の部分については基本的には企業債の元金償還額が計上されてくることとなります。これを補填するために、収益的収支の方で黒字を出して資本的収支の補填をしていく必要がありますが、もし基準外の繰入を止めた場合に、この補填ができないという表になっています。令和9年度から繰入基準外の繰入をしなかった場合に、もう既に現金が枯渇して、マイナス1億2000万ずつぐらいの赤字が積み上がっていくという表になっておりますので、この部分を改善するために先ほど目標として掲げた130%増、230%にするという計算になりますけれども、この赤字分を解消するには、年間1億4000万の料金値上げが必要になってくるということになります。試算にはなりますが、1億4000万円を現在の接続人口等で勘案すると、月に1人あたりに約1,890円の値上げが必要であるということになります。世帯員が多ければ多いほど一世帯につき3,600円、5,400円と負担が大きくなっていくということになります。続きまして3ページ目をご覧ください。使用料収入が伸び悩んでいる理由を2点挙げております。1点目が人口減少による水洗化人口の伸び悩み。こちらについては、令和5年度接続人口6,189人でした。令和6年度末の接続人口は6,203人で、14人の増にとどまっています。一方で接続件数です。年間に大体70件程度の増加をしております。ただ有田町ではどうしても、5月とかの陶器市の期間だけを使われる方がおられますので、実質としては44件の増になっております。ですので、件数としては増えていますが、町内人口が減少しているため

使用される水量も減ってきている。それに伴って使用料収入が減ることになります。続きまして2点目、節水型トイレ、家電の普及による1人当たりの使用水量の減少。こちらについては、令和5年度が95.41tでした。令和6年度については94.97tと若干減少をしております。最近流行りの節水型のトイレ等が普及していることや、若い方があまり水を使わないこと等が併さって、お1人当たりの使われている水量が減っていると考えています。水道の使用水量などを比較しましたが、令和6年度の11月ぐらいをピークに使用水量が減少傾向にあります。水道の使用料収入も減ってきますけれども、当然それをもとにいただいている下水道使用料も合わせて減っていく傾向にございますので、当然接続推進を図り、使用人口も増やしていきたいとは考えていますが、大幅な増加というのはなかなか見込めない状況にあると考えております。続きまして4ページ目をご覧ください。維持管理費の増加、そして、現在公共下水道事業が所有している資産の状況を説明します。令和5年度に管路の敷設工事が終了して、本管としては町内に91km、9万974mの本管の敷設を行いました。清六に敷設してある公共下水道のポンプ場については、平成13年度末に供用開始して、14年度から利用をいただいています。同様に、黒牟田にある公共下水道水質浄化センターも平成13年度に敷設が完了し、14年度からご利用いただいております。こちらの維持費についてですが、基本的な耐用年数として建屋は40年、機械は15年から20年とされています。この辺りの機械の修理であるとかそういったものに経費がかかっております。下のグラフをご覧ください。令和8年度に処理場費として若干グラフが増加しているように見えるかと思われます。あわせて管渠費も増加しているように思われますけれども、こちらについては令和8年度に機械のオーバーホールを予定しております。大体5年に1度ぐらいの予定ではありますが、前回まではまだ処理場の機能を100%稼働していたわけではなかったのが大きな費用ではなかったのですが、来年度については若干大きくなるという傾向にあります。それが終われば令和9年度から少し減ってくるというグラフになります。それ以外の傾向としては、運転管理を町内業者に委託していますが、人件費の高騰であるとか、動力費の増加などが影響して徐々に増加傾向になるということになります。続いて5ページ目になります。低い経費回収率。先ほどもお話ししましたが、オーバーホールであるとか、今後の維持管理の計画策定に費用が発生しております。その他、耐用年数を過ぎた機械の修理等が発生しますと、それに合わせて経費が増加していきます。その前にご説明した人口減少などで人口密度が減少しています。また、公共下水道事業が始まる前に、単独浄化槽や合併浄化槽を設置しているので、まだ費用対効果が賄えてないから切り替えないと、そういったことが挙げられます。この経費回収率については、基本的には100%以上を目標にしていますが、令和8年度については64.8%になる見込みになっております。残りの35.2%については、一般会計からの基準外の繰入により賄う必要がございます。続

きまして 6 ページ目になります。先ほどから少しお話しています、基準内の繰入の概要になります。維持管理費についてはこういったものが基準内の繰入として算定して良いと定められています。他の補填制度としては、資本費平準化債であるとか、特別措置分などがございませけれども、今のところ公共下水道は対象にはならないという計算結果になっています。7 ページ目をご覧ください。公共下水道についてですけれども、不足分を一般会計からの繰入で補填しておりますので、それをできれば料金収入によって賄うようにしていきたいというところなんです。これについては、下水道法の 20 条であるとか、浄化槽法に規定が定められています。最後に 8 ページ目になります。先ほどから少し話が出ていて、経費がかかっているということを知りやすく表示したのになります。料金収入では処理場費であるとか、管渠費であるとか、あとは職員の人件費を賄っていない部分があり、令和 7 年度、令和 8 年度については料金収入を大きく上回る費用が発生する見込みになっています。この部分を料金収入の増額で改善していきたいというふうに考えております。公共下水道事業からの説明としては以上になります。ありがとうございました。

**事務局:** 補足をしますので、公共下水道事業資料の 3 ページをもう一度ご覧いただいでいでしょうか。水色のグラフが水洗化人口となりまして、ここが増えていけば料金収入は増えていくということになります。令和 3 年度から令和 5 年度まではある程度伸びてきましたが、先ほど説明しました通り、やはり高齢化でありますとか改築ができないような現場もあるとか、あとは管路の整備が令和 5 年度に終了しましたので、待っていただいていた方々の接続がそこで終わってしまった。よって、令和 7 年度以降の見込みの数字が少しずつしか伸びていかないと。また、核家族化により一世帯当たりの人口も減っておりますし、水洗化人口が伸びたとしても経費がなかなか回収できる状況にはないというのが公共下水道事業の現状になります。続きまして浄化槽事業について説明いたします。

**事務局:** 先ほどご確認いただいた汚水処理ニュース図面の白い部分、主に旧西有田地区が浄化槽事業のエリアとなります。浄化槽事業資料の 2 ページ目をご覧ください。目標としては、公共下水道事業と同様、繰入金を削減して一般会計の負担を軽減したいと考えております。そうしますと、料金収入を年間 1 億 6000 万円、約 190%に増額することで目標達成となります。非現実的だと思いますが、少しでも吸収の均衡を図るために料金の改定を行いたいと思っております。公共下水道事業と同様、使用料収入が伸び悩んでいます。それに対して、年間数回行う義務がある法定検査、浄化槽内で 24 時間稼働しているブロワが破損することによる修繕費等の維持管理費用がかかっており、使用料収入で賄い切れていないのが現状です。表については公共下水道事業と同様、令和 9 年度から基準外繰入を行わない場合ということで作成しており、令和 9 年度から現金収支が赤字になります。浄化槽事業の場合、設置期

数が増えれば増えるほど維持管理費が増加し、令和 14 年度の青く着色している部分の赤字額を基準として、これを削減するためにということで 1 億 6000 万円程度という数字を提示しています。続きまして 3 ページです。使用料収入の伸び悩みの原因は、人口減少による水洗化人口の伸び悩み、節水型トイレ・家電の普及による 1 人当たりの使用水量の減少と考え表を作成しています。新しく設置した基数は、今年度 38 基、前年度は 44 基と少しずつ増加していますが、有収水量は減少していく見込みです。以前は 1 基に対して 5 人の使用者がいたところ、現在は 1 基に対して 2 人しかいない。料金としては当然使用分しか入ってきませんが、保守点検料とか管理費というのは変わらないということで、使用料に対して費用が嵩みます。続きまして 4 ページです。維持管理費の増加ということで、1 回あたりの点検費用もそこに従事される方の人件費の高騰等の要因で徐々に上がってきており、例年増加傾向にあるということを表したのが 4 ページのグラフになります。令和 3 年度から令和 6 年度にかけて、毎年約 600 万ずつ維持管理費が増加しています。続きまして 5 ページです。使用料収入を汚水処理費で割って算出する経費回収率について、使用料収入は減少傾向にありますが、維持管理費は増加傾向にあり、令和 8 年度末の見込みが 45.6%となっています。この数字を 100%に近づけないといけないところですが、現状残りの 54.4%を一般会計からの繰入金により賄っています。続いて 6 ページです。浄化槽事業については維持管理費の公費負担分は該当なし、資本費のうち公費負担分は分流式下水道等に要する経費が該当します。7 ページをご覧ください。有田町の下水道事業は、収入不足分を一般会計からの繰入金により補っている状況です。区域外の方々にも負担を求めることになるため、本来の使用者負担の原則から公平性を欠いている状況であるため、本来の受益者負担の原則に基づき、下水道法第 20 条および浄化槽法第 21 条の 14 で定める適正な使用料の設定が必要だと考えています。続いて 8 ページに汚水処理費、下水道使用料の推移をグラフに表しています。使用料収入については、横ばいから徐々に減少していく見込みを立てております。処理経費については、繰り返しになりますが、設置基数が増えれば増えるほど増加しますので今後も増加する見込みを立てています。以上で浄化槽事業の説明を終わります。

**事務局:** 補足しますので資料 2 ページをご確認ください。こちらも令和 9 年度以降、収益的収入に一般会計から基準外の繰入金を貰わない場合の表になります。現金収支の欄が令和 9 年度以降マイナス 1 億 1200 万、1 億 2100 万、1 億 2900 万となっています。先ほど担当から説明しましたように、ほとんどが家屋を新築されたところではありますが、年間 40 基近く設置申請がされています。設置基数が増え収益的収入が増えるにも関わらず、収益的収支の赤字も膨らんでいくという状況です。よって、汚水処理費に全く見合っていない料金体系であるということが言えると思います。続いて農業集落排水事業について説明いたします。

**事務局:**まずは有田町の農業集落排水事業について概要を説明させていただきます。有田町では平成11年に山谷牧地区、平成12年に楠木原地区で供用を開始しておりまして、それぞれの地区に処理施設を設けて汚水の処理を行っています。令和7年3月末現在、山谷牧地区で163名、楠木原地区で240名、計403名の方に接続いただいています。同期の処理区域内の人口は468名となっております、接続率は約86%となっております。それでは資料の2ページをご覧ください。目標としては、前の2事業と同じではありませんが、基準外の繰入金を減らして一般会計の負担を軽減するという事で、料金収入を年間4,800万、約850%の増額ということで挙げさせていただいています。こちらも令和9年度以降、一般会計から基準外の繰入金をもらわなかった場合の見込みを作成しています。4,800万円の根拠といたしまして、令和9年度の収益的収入として3,453万9千円を見込んでいますが、その内、料金収入として509万1千円を見込んでいます。これを850%増とした場合、料金収入が4,836万5千円となり、令和9年度の現金収支が何とか黒字化するという事で850%増としています。これは接続1人あたり年間約13万円を使用料として納付いただくという数字になりますので、現実的ではないということは重々承知の上で書かせていただいています。続いて3ページをご覧ください。低水準で推移する使用料収入ということですが、これはやはり少子高齢化に伴う人口の減少ということが大きな要因となっています。農業集落排水の接続人口は平成27年度末時点で488名でしたが、冒頭お伝えしましたとおり、令和6年度末時点では403名との間に85名減少しており、今後も右肩下がりで見込んでいます。これだけ接続人口が減るということは、使用料収入につながる有収水量も比例して減少すると見込んでいます。有収水量についても平成27年度は月平均2,858 $\text{m}^3$ でしたが、令和7年度のここまでの平均は月2,516 $\text{m}^3$ ということで、年間約4,100 $\text{m}^3$ がここ10年で減少しているということになります。続いて4ページをお願いします。維持管理費の増加ということで、処理場費、管渠費それぞれ委託料、修繕費、動力費の推移を表したグラフになります。令和7年度、令和8年度の処理場費が大きな金額になっているのは、今後の農業集落排水事業の在り方の検討や、機械の更新計画を委託により策定しているためです。その計画に基づいて今後の機器の更新等を行っていくこととなりますが、現時点では金額が固まっていないため今回の資料には含んでおりません。よって、実際にはより多くの経費が必要になる見込みです。5ページをご覧ください。経費回収率というものは100%以上が求められますが、令和8年度末における経費回収率の見込みは11.7%と非常に低い水準を見込んでいます。続いて6ページになります。前の2事業と同じく、繰入金のうち公費負担分として認められるものの説明になります。農業集落排水事業については、減価償却費や企業債償還金等の資本費のうち、分流式下水道等に要する経費が公費負担分として認められ、その他は現状該当ありません。続いて7ページをお願い

います。有田町の農業集落排水事業は、山谷牧地区、楠木原地区の2地区のみで供用していますが、収入額の不足分を一般会計からの繰入金により補てんしており、供用地区以外の住民の皆様にも負担を強いる公平性を欠く状態にあり、本来の受益者負担の原則に基づき、浄化槽法第12条の14で定める適正な使用料の設定が必要です。8ページをお願いいたします。令和8年度の経費回収率見込みが11.7%という非常に低い数字を見込んでいますと先ほど説明しましたが、令和9年度が16.1%、令和10年度が15.7%と以降も低い水準で推移する見込みであり、少しでも改善するため料金の改定が必要と考えます。以上で農業集落排水事業の説明を終わります。

**事務局:** 補足しますので3ページをご覧ください。公共下水道事業、浄化槽事業の2事業は若干ではありますが接続人口の増加が見込めます。一方、農業集落排水事業については増加を見込むことが難しく、接続率は良いのですが人口はピーク時から減少の一途で、経費は変わらないのにその経費を減少していく人口で賄っていかなければならないということで農業集落排水事業は最も厳しい状況にあると思っています。加藤アドバイザーより何かご意見等ありますでしょうか。

**加藤アドバイザー:** 料金改定を何のためにやるのかというと、独立採算、経営改善のためとなりますが、190%や850%の料金改定というのは現実的には不可能です。はっきり申し上げるのは申し訳ないですが、農業集落排水事業は完全に事業として破綻しています。料金改定を行っても焼け石に水です。今の全国的な動きとして、農業集落排水事業は廃止して個人設置の浄化槽に切り替わっています。佐賀県内でも検討は始まっています。事業を継続するには施設の更新をし続けられないといけないわけで、更に資金が必要になります。そうすると人口が減っていく中で850%の増どころか、1,000%以上の料金改定をしないと事業を継続していくことができなくなってしまいます。現状を考えると資金不足を起こさないよう、料金改定しないわけにはいきませんが、あくまでも対処療法です。対象の地域に住む人だけに3倍、4倍の料金を課すというのも現実的な話ではないので、当面の資金繰りに困らない程度の料金改定を行って、そう遠くない将来に向けて廃止する方向に持っていかないと、町の一般会計を疲弊させてしまいます。料金改定という手法では、経営の改善は期待できない状況です。

**事務局:** ありがとうございました。廃止に向かうというのはやはり今後議論をしていかななくてはならないし、今回の審議会でそういった踏み込んだ審議をいただいても構いません。先ほどアドバイザーからありましたとおり、料金改定は対処療法ではありますが、それでもやらなければならない。3事業共通で下水道につないでいない方の税金も含めて運営している状況です。単純に言うと、汲み取り方式をやられている方は全く関係無いわけです。また、3事業で経営の

状況は異なりますが、公平にということで合併の時から料金を統一しています。これもどうだというのやはり出てくると思います。一旦は対処療法であっても、どこかで使用料を上げないと。仮に廃止するとしても、それにどれくらいの時間がかかるのか。例えば農業集落排水事業を全て浄化槽に変更するとしても、現在の市町村設置型の浄化槽とすると今度は浄化槽事業を圧迫します。先ほどアドバイザーが言われたように、浄化槽もどンドン市町村設置型から個人設置型に移行しています。今市町村設置型で設置している浄化槽を個人設置型に切り替える検討、議論を行った後に農業集落排水の廃止、浄化槽への移行を検討するという考え方もあると思っています。先ほど言いました通り、ここで廃止しなさいという答申をいただいても全然問題ないのですが、一旦はその対処療法をやるための料金改正をとにかく今回やらせていただきたいと思っています。いつまでそれで持つのかという問題もありますし、5年ごとに料金を改定して少しずつ料金を上げながら廃止に向かうのか、1回の改定で4~5年のうちに廃止に向かうのかという検討もやはり必要だと思います。今こちらから何%あげてさせてくださいという提案をしていないので何とも言えないとは思いますが、そこを踏まえた上でどのくらいの値上げが適正か、例えこれくらい上げたらどうなるのかという忌憚ない意見をいただければと思います。非常に厳しい状況にあるということをご理解いただけたかと思います。

**藤会長:**事務局ならびに加藤アドバイザーから説明をいただきましたが、委員の皆様から何かご意見等ありますか。

**委員 2:**農業集落排水事業について、公共下水道に接続するのはどうだろうかという意見が議会の中でもありましたけど、そういうことが可能なのでしょうか。

**加藤アドバイザー:**大変ですね。管路を1m伸ばすのに現在約15万円かかります。仮に1km伸ばすとすると1億5000万円かかります。農業集落排水の2箇所を接続しようとする1km、2kmでは済みません。2年前くらいまでは、国土交通省の広域化共同化の検討の中で農業集落排水を公共下水道に接続しようという検討もありましたが、今は処理場で集合処理する方式から個別処理に転換しようという国土交通省も言い出しました。

**委員 2:**難しい話ということはわかりました。楠木原地区は公共下水道に、山谷牧地区は伊万里市に接続させてもらうのはどうだろうかという話が前にありましたので。

**加藤アドバイザー:**距離はどれくらいありますか。

**事務局:**山谷牧地区から伊万里市までだと6km程ですね。(※実際には、伊万里市の公共下水道管路は伊万里有田共立病院付近まで伸びており2kmほど)

**加藤アドバイザー:**6kmだと9億円かかります。山谷牧地区に接続されている数百人のために

9 億円かけますかという話ですね。

**事務局:** 山谷牧地区について、公共下水道に接続するのは困難だと認識しています。楠木原地区については検討するにあたり調査を行っています。おそらく4億円ほどの事業費になるだろうという見込みです。25年から30年ほどでその投資を回収できるだろうという試算はありますが、ただ先ほどアドバイザーが言われたとおり、現在人口300人弱の地区に投資をするべきか。

**委員 2:** 人気のある住宅地ができて、人口が増えるという想定があればいいですけどね。

**事務局:** そうですね。曲川小学校の前の住宅地エリアから接続するという検討もありましたが、黒川地区は浄化槽エリアでもう既に浄化槽を設置されています。浄化槽を廃止して公共下水道に接続してくださいとお願いしても、自己負担が発生すればなかなか理解を得られないと思います。町が全額負担するという考えもありましたが、投資額が大きすぎてとてもじゃないができないという状況です。廃止の検討をした場合に、山谷牧地区のみを廃止するという考え方もあるとは思いますが。伊万里市に接続するとして、設備投資した償還金の負債であるとかを伊万里市に背負ってもらう訳にもいかないし、料金体系も全く異なるため山谷牧地区を伊万里市に接続するのは確実にできません。

**委員 3:** 今回初めて下水道事業の話聞かせてもらっていて、今一つ理解できない部分があるのですが、例えば公共下水道資料の2ページで1億4000万円、約130%の増で達成とありますが、何が達成されるのですか。一般会計からの繰入金が無くなりますということでしょうか。

**事務局:** 公営企業というのは、原則使用料収入のみで事業に必要な経費を賄うこととされていますが、実際は使用料による収入のみでは事業が成立しない状況です。そこで一般会計から繰入金をいただいて事業を運営しています。総務省が繰入を行って良いとする基準を定めています。

**加藤アドバイザー:** 例えて説明しますと、一般会計が親で下水道会計が子で、子が親から仕送りを受けているということです。その仕送りが最低限の生活費だけであればいいのですが、住宅ローンの返済に必要な費用まで含まれていると。自分の家ですから、当然自分の稼ぎで返済しなさいとなると思いますが、稼ぎが少なすぎて親の仕送りがないと生活が成り立たない。仕送りを続けていくと、今度は親が苦しくなって仕送りができなくなるということです。親からの仕送りを無くそうとすると、これくらい料金の値上げが必要ですよということです。

**委員 3:** 一般会計からの繰入金を0にするのが目標ではないということですね。

**事務局:** 基準外からの繰入金のすべてが悪いとは考えていませんが、それを少しでも減らしたいというのが目標です。

**委員 3:** 3 ページの有収水量が下降線を辿るというのは、公共下水道の整備自体は済んでいると思いますがどうしてですか。

**事務局:** 1 人あたり使用されている水量が減少しているためです。有収水量というのは、下水道の使用料をいただける水量という意味です。有田町では水道の使用量にあわせて下水道料金を請求しています。例えば一般家庭であれば、月に 20 m<sup>3</sup>程度使用されます。

**委員 3:** 水洗化人口はほぼ横ばいになっていますが、それが節水型トイレ等の普及によって下がってきているということですか。

**事務局:** 公共下水道についての接続率は現在 60.8%ほどでございます。これを少しずつ上げていく努力は必要だと思っておりますが、ここ 2、3 年の傾向として、1 人あたり使用される水量が年間 94 m<sup>3</sup>~93 m<sup>3</sup>に減少してきているという状況ですので、有収水量が徐々に減少していくと考えています。

**委員 3:** 農業集落排水事業は右肩下がりで減少していく見込みとなっておりますが、これは楠木原、山谷牧の 2 つの地域だからだと思います。そもそも何故この 2 つの地区が農業集落排水事業の対象地区となっているのでしょうか。

**事務局:** 平成 10 年前後ですが、当初は公共下水道を整備するという計画がありました。しかし、あまりにも高額な費用を要するため、楠木原地区、山谷牧地区に農業集落排水処理施設が整備されました。当時国の施策の方針として、人口が減少していくという計画は作れなかったのではないかと思います。

**加藤アドバイザー:** その通りです。地域経済対策で地元がたくさんお金を落として景気対策と雇用対策を実施しようとしていた政府の政策にもってこいだったわけです。

**委員 3:** グループで処理をするのが農業集落排水ですね。合併浄化槽は個人での処理ですか。

**事務局:** 個人です。個人と言っても、浄化槽を個人で設置して、個人で管理されるのが個人設置型、個人から負担金をいただいて町が設置するのが市町村設置型です。

**委員 3:** 市町村設置型というのは旧西有田地区で行われているものですか。

**事務局:** 旧有田町地区も含む、公共下水道の区域外で行っています。最初はすべて個人設

置型でしたが、なかなか普及しなかったためか、平成 11 年より市町村設置型に切り替えて事業をしています。それ以前に設置された方は、町に寄付をしていただいてそれ以降の管理は町で行うという形になってはいますが、現在は寄付の申し出はお断りしています。単独浄化槽はし尿などの汚水の処理はしますが、生活雑排水の処理はしません。合併浄化槽ではすべての汚水を処理します。

**委員 7:** 対処療法という話がありましたが、人口がどんどん減少していく中で、その対処療法もいずれ効果が無くなると思います。対処療法も大事ですが、事業そのものも見直さないといけないと思います。いつまでも公的に事業を行うにはおそらく限界が来ているのではないかと考えていて、事業の一部を民間に委託するとか、少しでも経費が下がるような取り組みが必要ではないかと思いました。おそらく全国では既にそういった取り組みをされている市町村があるのではないかと考えていて、そういったところを参考にしながら、いいものを少しずつ真似しながらやっていく必要があると思います。

**事務局:** ウォーター PPP といいまして、水道事業、下水道事業ともに民間に委託して運営を行う方法を模索しなさいという国の政策があります。ありますが、果たして民間に委託をしたときに、役所で事業を行うよりも負担がかからずにやっていけるのかという疑問があります。使用料をいただいて事業を行っているという状況で、やはり民間企業である以上利益を出さないといけない。結局料金が上がると住民の負担になってしまう。水道事業と公共下水道事業については、1 つの自治体で運営を行うのが困難な状況になっている中で、佐賀県内で広域化しようという話が進んでいて、有田町の場合は伊万里市と一緒にいいのかまだわかりませんが、水道事業にしても公共下水道事業にしても、果たして有田町と一緒にになって伊万里市にメリットがあるのかどうかという問題があって、なかなかそれも難しいというのが現状です。下水道事業というのは市町によって色々事情が異なりますが、せめて水道事業だけでも広域化をという意見もあります。

**加藤アドバイザー:** 神奈川県は全県広域水道企業団になっていて、今は市区町村に水道課はありません。水道の場合は圧送しているので管も細く綺麗で、浄水場を作っても苦情は出ません。ところが下水処理場を作ると何故うちの町に作るのかという苦情が出ます。また、どこの市町も下水事業は大変な借金を背負っていますので、他所の借金を背負いたくないということで難しい部分はあります。

**事務局:** 民営化という話になった時に、おそらく大手の企業が入ってきます。そうすると地場企業はどうなるのかという懸念はあります。

**加藤アドバイザー:**その問題は必ず出てきますが、地元の業者さんの協力が無ければ維持管理はできません。皆さん気にされる点ではあるのですが、その心配は必要ないです。

**事務局:**町にも水道事業のことも下水道事業のこともわかる職員があと数年でいなくなってしまう。民営化を行うかどうかも現段階では全くの未定ですが、もしそうなった場合に受け入れていただく土台作りをしてほしいということは、現在維持管理を委託している業者の方にもお話はさせてもらったことはあります。

**委員 2:**市町村設置型の浄化槽を個人設置型に戻すとなった時に、どのように進めていくのでしょうか。

**加藤アドバイザー:**まずは首長さんと議会の皆さんに認めていただくことです。もちろん住民の皆様にも納得いただかないといけません。普通は自分の家が国土交通省の公共下水道なのか、農林水産省の農業集落排水なのか、環境省の浄化槽かということは考えていません。料金が安くて、今まで通りトイレの水洗ができて、生活雑排水が身の回りに溢れなければよいと考えられていますので、意外と反対はありません。あとは浄化槽の業者さんが、例えば1年に300基を一気に入れ替えるとなった場合にその施工能力があるかどうかですね。有田町の場合は業者さんがたくさんいらっしゃいます。自分たちの仕事が増える話なので、ここも反対はされません。

**委員 2:**個人設置型に切り替えようとすると、そこで個人の負担が発生しますよね。

**加藤アドバイザー:**そこは町の負担でやります。1 km 15 万円の管渠を 9 km 伸ばすことを考えると、仮にその施工料金を払ったとしても、遥かにそちらのほうが安いです。

**事務局:**単純に言うと、公共下水道も農業集落排水も既に汚水を管に流していますので、そこを一旦止めて浄化槽に繋ぐだけです。そこには当然浄化槽を設置する費用が発生します。加藤アドバイザーから町が負担するというお話がありましたが、そこはやはり話し合いながら。おそらく理解は得られないと思います。そうなった時に企業会計で投資していたものを、一般会計から投資しなければいけないということになり了承を得なければいけないということで、当然首長の許可が必要ということになります。先ほども申しましたように、工事的には今繋がっているものを一旦止めて別のところに繋ぐだけなので、浄化槽を設置する用地は必要ですが、そこまで難しいことではないと思っています。

**加藤アドバイザー:**公共枡がついているところに浄化槽を埋めるだけです。農業集落排水の地域にお住まいの方は、比較的広い土地をお持ちだと思いますので、スペースの心配はそこまで必要無い場合が多いです。

**委員 3:**それならば個人浄化槽への切り替えの方向で議論した方が良いのではないのでしょうか。

**事務局:**そういう答申をいただいても構いません。ただ、個人設置型から市町設置型に引き取っている浄化槽を、また個人設置型に戻すことを先におかないと、農業集落排水事業から市町設置型の浄化槽に切り替えた時に浄化槽事業の赤字が更に膨らみます。やはり前段として、浄化槽事業の個人設置型への切り替えを先に行わなければならないと思っています。

**加藤アドバイザー:**そのためには思い切って公共下水道の使用料と浄化槽の使用料を切り離して浄化槽の使用料を、個人で管理をする場合の費用と遜色なくらいに引き上げるといいう手もあります。それくらいしないと市町村設置型から個人設置型には戻せません。市町村設置型の方が安ければ、何故わざわざ個人で引き取らないといけないのかとなりますから。今回の料金改定は汚水処理事業全体を見直すはじめの一步だと私は思います。

**事務局:**浄化槽事業の説明資料の最後のページをご覧ください。オレンジのグラフが使用料収入になりますので、これを大体2倍にした後であれば個人設置型に切り替えてもあまり負担が変わらないということになるのかなと思います。

**事務局:**また浄化槽には耐用年数があり、初期に設置した浄化槽については間もなく更新時期を迎えます。浄化槽の設置費用は約180万円かかりますが、そのうち国庫補助金が1/3、個人負担は5人槽の浄化槽で16万5千円の負担金です。個人設置型になると、これを各自で更新していただく形になると思います。仮に町から1/3の補助をすることも、残りの1/3は個人負担となります。これまで16万5千円の負担で設置できていたにも関わらず、これほどの負担増となるとやはり更新が進まないと思います。町から設置費用の50%もしくは60%ほどの補助を行わなければならないだろうとも思いますが、そうすると今度は一般会計が持つのかという懸念もあります。今回お願いしたい料金改定は対処療法にしかありませんが、それでも改定しなければ事業を維持できないということを理解いただければと思います。

**委員 3:**個人の話については少しずつ理解できましたが、地場産業である窯業界などの企業はどうなりますか。同じ考え方ですか。

**加藤アドバイザー:**政策的な配慮を行っている自治体もあります。

**委員 3:**企業は一般家庭より増額率を低くするなどですか。

**加藤アドバイザー:**増額は同じ率でやります。例えばですが、増額した半分を製造業減免であるとか、地場産業減免という形で一般会計が負担してくれています。

**委員 3:**企業は雇用を生んでくれています。屋台骨が傷むと従業員にも当然影響が出ますので、そこは十分に配慮が必要なところだと思います。

**藤会長:**皆さん審議いただきありがとうございました。今回説明がありましたように、料金の値上げは必要な状況のようです。次回以降の審議でどれくらいの値上げが妥当なのかという議論を行っていければと思います。よろしくお願いいたします。議事は以上となります。ありがとうございました。